

第4章

参 考

保健所管理栄養士へのメッセージ：

地域での体制構築及び給食施設間ネットワークを構築
する際の基礎的な知識として知ってほしい。

1 自衛隊と市町村の連携について

(1) 自衛隊の災害派遣の概要

ア 自衛隊に対する派遣の要請（自衛隊法）

通常、都道府県知事が地域を所管している部隊長等（師団長、旅団長）へ要請

イ 派遣の要件

- 緊急性（差し迫った必要性があること）
- 公共性（公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること）
- 非代替性（自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと）

(2) 給食支援概要

ア 非常食の提供

- 譲与 乾パン、缶詰等又は、炊き出し、上限850円 / 人・日
- 貸付 災害救助法等適用後、3ヶ月以内に返還、上限850円 / 人・日
- 基本的事項
 - ・自治体等からの要請
 - ・人員及び炊き出し器材の差し出しのみ（献立・食材・食数等は、自治体等が決定・負担）
 - ・調理に必要な燃料は自衛隊側が負担

イ 非常食例

● 戦闘糧食 I 型

献立：8種類 缶詰食品 主食は、加熱（ボイル）が必要

例

番号	献立名	主食	副食	熱量(kcal)	重量(g)
1	乾パン	乾パン	ウィンナーソーセージ、オレンジスプレッド	1,079	411
2	鶏肉野菜煮	白飯缶	鶏肉野菜煮缶、マグロ味付け缶、たくあん漬	924	1食平均 825
3	鶏肉もつ野菜煮	赤飯缶	鶏肉もつ野菜煮、たくあん漬	1,099	
4	まぐろ味付	赤飯缶	まぐろ味付缶、コンビーフベジタブル缶、たくあん漬	1,137	
5	牛肉味付	五目飯缶	牛肉味付缶、たくあん漬	864	
6	牛肉野菜煮	とり飯缶	牛肉野菜煮缶、たくあん漬	879	
7	ます野菜煮	とり飯缶	ます野菜煮缶、たくあん漬	783	
8	味付ハンバーグ	しいたけ飯缶	味付ハンバーグ、福神漬	851	

※ 提供できる品目・数量は、状況（時期等）により異なる。

● 戦闘糧食Ⅱ型

献立：21種類 レトルト・無菌米飯

加熱（ボイル）が必要（献立 No.7 を除く）

例

献立名		主食	副食	熱量(kcal)	
1	和食	いわし野菜煮	白飯×2	いわし野菜煮	1,002
2		さば味噌煮	白飯、山菜飯	さば味噌煮	1,026
3		さんま蒲焼	白飯×2	さんま蒲焼、海苔	1,190
4		さんまピリカラ煮	白飯×2	さんまピリカラ煮、コーンスープ	1,060
5	洋食	かつおカレー煮	白飯、五目飯	かつおカレー煮	1,061
6		さばトマト煮	白飯、ドライカレー	さばトマト煮	1,066
7		ウィンナーソーセージ	小型乾パン	ウィンナーソーセージ、ツナサラダ	1,116
8	和食	肉団子	白飯、五目チャーハン	肉団子	1,100
9		やきとり	白飯、五目飯	やきとり	1,038
10		かも肉じゃが	白飯×2	かも肉じゃが、さばしょうが煮	1,040
11		とり野菜煮	白飯×2	とり野菜煮、炭焼きチキン	1,040
12	洋食	ポークソーセージステーキ	白飯、山菜飯	ポークソーセージステーキ	1,085
13		ビーフシチュー	白飯×2	ビーフシチュー、海苔	964
14		ウィンナーカレー	白飯×2	ウィンナーカレー、炭焼きチキン	1,170
15		チキントマト煮	白飯×2	チキントマト煮、コーンスープ	1,040
16		ハヤシハンバーグ	白飯×2	ハヤシハンバーグ、あぶり焼きチキン	1,100
17	中華	野菜麻婆	白飯、ドライカレー	野菜麻婆	936
18		豚甘辛煮	白飯×2	豚甘辛煮	1,002
19		豚しょうが焼き	白飯×2	豚しょうが焼き	1,036
20		豚角煮	白飯×2	豚角煮、海苔	1,185
21		中華風カルビ	白飯、赤飯	中華風カルビ、ウィンナー	1,140

※ 提供できる品目・数量は、状況（時期等）により異なる。

ウ 炊き出し用器材

● 野外炊具 1号

隊員 200人分の主食及び副食を同時に概ね45分以内で調理

4～6人で操作、調理

※ 食数は、隊員用の食事の場合であるため、炊出し支援時は約1.5倍（300人分）の調理可能、焼き物が苦手である。

● 野外炊具 2号

隊員 50人分の主食及び副食を調理

エ 炊き出し支援の流れ

	自治体	自衛隊
発災	<ul style="list-style-type: none"> ○ 炊き出し支援の要請 ・被災者の状況把握 (場所、支援人員等) ・献立準備 (平時から準備しておく) ・食材の調達・配分 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 派遣 (炊き出し支援) ・支援場所、規模の確認 ・情報収集、支援準備 ・部隊移動、現地調査 ・炊事所の開設
派遣活動間	自治体等と自衛隊との連携した炊き出し支援 (災害対策本部を通じた調整が基本)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・適時の情報提供 (給食人員等) ・献立の変更、食材の配分等 ・救援物資、ボランティアの調整 (作業の円滑化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者ニーズに即した支援 (食形態) ・情報収集、情報提供 ・食材受入れ、調理・配食 ・ボランティア等との連携
撤収	<ul style="list-style-type: none"> ・撤収要請 自治体等の行動 	<ul style="list-style-type: none"> ・撤収 自衛隊の行動

(3) 市町村行政栄養士等との連携

ア 平常時の準備

項目	現状及び問題認識	検討・改善の方向
調整窓口	自治体等の窓口は、通常、防災課 または消防本部 →被災者の健康 (栄養) 管理に無関心	行政栄養士との連携・調整 隊区担当部隊 (栄養士・炊事長) との 意思疎通 (支援能力等の把握)

(陸上自衛隊からのメッセージ)



①まずは顔合わせが必要！(担当者交代時も！)

②被災者のために何が出来るか？何をすべきか？を主眼に意思の疎通を図る。

③相互の管区(隊区)における支援能力(量的・質的)の確認

自衛隊の炊事器材の特性や炊事組の編成など

※ 隊 区 : 通常、市町村ごと担当部隊が割り振られている。

例:〇〇市は〇〇連隊第1中隊

炊事組 : 通常、隊区担当部隊それぞれに炊事組がある。(炊事組の責任者を炊事長という)

炊事組ごとの調理能力にバラツキあり(調理師免許取得者は1人いるかどうか)

栄養士 : 通常、陸自の各駐屯地に1名配置されている。(管理栄養士が多い)

特定給食施設である駐屯地食堂の栄養管理が主要業務

項 目	現状及び問題認識	検討・改善の方向
地域防災 計画等	自衛隊が実施できる活動及び派遣要請要領の概要のみ記述 → 具体性に欠けるため、これを補完できる細部計画が必要	活動内容の具体化 ① 基本献立の作成（食料備蓄の考え方、救援物資の活用等） ② 各避難所における炊き出し支援要領



(陸上自衛隊からのメッセージ)

① あらかじめ基本となる献立の作成が必要(陸自の支援を考慮するか検討)

被害見積に応じた備蓄(加熱・非加熱)、食材の緊急調達の可能性確認、救援協定に基づく救援物資の組み込み

→ 陸自が調理担当する献立の(能力上)実効性確認

② 各避難所ごとの支援計画の確立(被害見積とリンク)

- ・ 給排水、電気、残飯処理、防疫等の考慮した支援基盤の設定(計画)
- ・ 食材等の輸送ルート確認(確保)
- ・ 被災状況及び収容人数等に応じた支援態勢の検討(陸自の担当予定区域は?)
- ・ ボランティアの受入・運用要領(偏り防止、陸自の必要性)

項 目	現状及び問題認識	検討・改善の方向
防災訓練	自治体等によっては炊き出し訓練を実施するものの、展示・試食のみの場合有り → 行政栄養士との連携不十分	① 炊き出し訓練の実施（計画の実効性確認、支援能力向上） ② 連携要領の確認（関係団体担当者同士的意思疎通） ③ 市民への周知（PR）



(陸上自衛隊からのメッセージ)

① 見せる訓練のみならず、実効性を向上させることが重要

総合防災訓練とは違う時期に設定し、実務者レベルで実施・検証するの一案

② 被災時から、時系列に応じた各担当者の行動や連携の要領をシミュレーション

それぞれの結節において、成果・問題点・処置対策などノウハウを積み上げる

→ 成果を計画やマニュアルの修正に反映(一回作ったら終わりではない、逐次改善)

③ 訓練そのもののPRのほか避難所における給食の要領もPR(情報提供)が必要

基本献立、非常食の食べ方、温食提供の要領、避難所以外での食事要領 等

→ この防災訓練時に備蓄の更新時期を設定し、市民に試食・提供するの一案

- ※ 温食：適温食ともいう。通常、避難所等において炊事器材を用いて調理加熱した食事をいう。カップ麺やレトルトを加熱しただけのものも温食という時もある。

イ 災害時（炊き出し支援間）

項目	現状及び問題認識	検討・改善の方向
被災者ニーズの把握・反映	通常、対策本部経由でニーズが伝達される。 （① 相互に結節が増加②最大公約数的処置） → 本来のニーズに基づく「迅速」かつ「きめ細やか」な対応が困難	保健所職員（保健師または管理栄養士）等の現場進出 （対策本部及び各避難所）→常駐または巡回、これらの組合せ ① 適宜の献立変更（量・質） ② 給食形態への対応

（陸上自衛隊からのメッセージ）

○ 医師・保健師・管理栄養士が健康危機管理の目線で被災者の状況を把握

特に個別管理（観察）すべき健康者以外の被災者へのケアが重要

- ・ 時間の経過、気候、調達可能食材や救援物資を献立に反映
- ・ 被災者の活動状況に応じた食形態を考慮
→ 自宅・職場等での復旧作業等、避難所から離れて活動（弁当食処置）
- ・ 医療や介護等と連携した献立及び特別食の調理
→ 炊事員に対する調理指導、衛生管理の徹底（防疫処置）

※ 弁当食： 携行食ともいう。レトルトや缶詰等の携行容易な食材の支給のほか、使い捨て容器を利用するなどコンビニ弁当スタイルでの温食の支給をいう。

項目	現状及び問題認識	検討・改善の方向
救援物資及びボランティアの活用	① 被災地・被災者のニーズに応じた救援物資とは限らない。 → 偏在による過剰在庫は変敗 ② ボランティアの統制・運用が困難（気まま、かつ偏在しがち） → 自衛隊との競合（非代替性に反する。）	① 適宜の献立変更による計画的な使用、適正な在庫管理 → 調達経費の抑制 ② 行政上の必要性に基づき、情報発信、誘導（統制・運用） → 自衛隊：所要大かつ長期的

（陸上自衛隊からのメッセージ）

①各避難所間における不公平感を局限

- ・ 全体のバランスを着意し、救援物資を分配し、基本献立に組み込む。
- ・ 付加的な支給は、士気高揚、精神安定などメンタルヘルスに貢献
→ 救援物資の効果的な活用により（食材調達）経費の抑制が可能

②ボランティアの活動状況を適時に把握し、必要により統制・運用

陸自部隊との棲み分けが必要

→ 陸自部隊：自衛隊の組織力を真に必要とする地域への投入

保有能力上、支援所要が大きく長期化が見積もられる地域

（平成20年度保健所管理栄養士政策能力向上シンポジウムにおける 防衛省 二見氏の資料から）

給食支援要請連絡票

○ ○ 都道府県知事 様 ○ ○ 市町村長																	
用 件	件名 <u>炊き出し支援のお願いについて</u> ○ ○ 市町村において、自衛隊による炊き出し支援を要請します。																
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">開始日時</td> <td>平成 年 月 日 () 午前 (午後) 時から</td> </tr> <tr> <td>支援場所</td> <td>○ ○ 市町村 ○ ○ 番地 (○ ○ 小 学 校)</td> </tr> <tr> <td>炊き出し人員</td> <td style="text-align: center;">人 分</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">炊き出し内容</td> <td>主 食 ご飯 粥</td> </tr> <tr> <td>副 食 有 無</td> </tr> <tr> <td>汁 有 無</td> </tr> <tr> <td>支援場所責任者 職・氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>特記事項</td> <td> 例 高齢者が多いため、主食は軟らかめにしてください。材料につきましては、J Aから直接支援場所へ平成 年 月 日 () 午前 (午後) 時までに届けられるとの確認済みです。 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> 発信元 </td> <td style="padding: 5px;"> 担当者 防災課担当 ○ ○ ○ ○ 電 話 ○ ○ ○ ○ - ○ ○ - ○ ○ ○ ○ (内線) ファックス ○ ○ ○ ○ - ○ ○ - ○ ○ ○ ○ </td> </tr> </table>	開始日時	平成 年 月 日 () 午前 (午後) 時から	支援場所	○ ○ 市町村 ○ ○ 番地 (○ ○ 小 学 校)	炊き出し人員	人 分	炊き出し内容	主 食 ご飯 粥	副 食 有 無	汁 有 無	支援場所責任者 職・氏名		特記事項	例 高齢者が多いため、主食は軟らかめにしてください。材料につきましては、J Aから直接支援場所へ平成 年 月 日 () 午前 (午後) 時までに届けられるとの確認済みです。	発信元	担当者 防災課担当 ○ ○ ○ ○ 電 話 ○ ○ ○ ○ - ○ ○ - ○ ○ ○ ○ (内線) ファックス ○ ○ ○ ○ - ○ ○ - ○ ○ ○ ○
	開始日時	平成 年 月 日 () 午前 (午後) 時から															
	支援場所	○ ○ 市町村 ○ ○ 番地 (○ ○ 小 学 校)															
	炊き出し人員	人 分															
	炊き出し内容	主 食 ご飯 粥															
		副 食 有 無															
		汁 有 無															
支援場所責任者 職・氏名																	
特記事項	例 高齢者が多いため、主食は軟らかめにしてください。材料につきましては、J Aから直接支援場所へ平成 年 月 日 () 午前 (午後) 時までに届けられるとの確認済みです。																
発信元	担当者 防災課担当 ○ ○ ○ ○ 電 話 ○ ○ ○ ○ - ○ ○ - ○ ○ ○ ○ (内線) ファックス ○ ○ ○ ○ - ○ ○ - ○ ○ ○ ○																

※ 自衛隊としての書式がないので参考として作成

2 兵庫県における給食施設連携ネットワーク

事例 兵庫県南但給食施設協議会相互支援マニュアル

兵庫県では、平成9年度に各県健康福祉事務所が中心となって緊急時の相互支援体制の構築を主な目的とする給食施設協議会を設立した。各協議会では相互支援マニュアルを策定しており、ここでは「南但給食施設協議会相互支援マニュアル」の一部を例として紹介します。南但給食施設協議会では、部会ごとに検討してきた支援体制を、平成14年3月に1つのマニュアルにまとめた。平成19年3月には全面改定を行うなど、その後も、必要に応じて改定を行っている。

* 協議会会員は施設。役員は施設の代表者。

マニュアル内容	
1 目的	5 緊急時給食の衛生管理
2 会員一覧	6 搬送車契約書
3 会員所在地（地図）	7 施設の見取り図
4 部会毎支援体制図	8 会則
① 病院・診療所	
② 福祉施設（入所）	
③ 学校・福祉（通所：市別に作成）	
・ 通報連絡網	・ 搬送コース、時間
・ 支援依頼 FAX 様式	・ 搬入搬出口等

【①病院・診療所部会】

支援を行う施設名と食種・食数（抜粋）

支援受施設名	支援施設名	食種・食数	他施設への支援	
			可能人数	可能物
公立Y病院 420床 並食 90 軟菜食 140 刻み食 40 ミキサー食 10 流動食 5 経管栄養 25 糖尿病食 40 塩分制限食 30 脂肪制限食 10 低残渣食 10 カリウム制限 10	T病院	特別食の主食及びその他粥 流動食 5（おもゆ含む）	栄養士 調理師 その他 5名	厨房 調理器 具類 食料品
	Mクリニック	ミキサー食 10（主・副とも） 経管栄養 25		
	O病院	副食のみ（糖尿病食 40 脂肪制限食 10 きざみ食 30）		
	W医療センター	副食のみ（塩分制限食 30 低残渣食 10）		
	Y医療センター	副食のみ（きざみ食 10）		
	その他	一般食は給食会社等より。病院の備蓄食品も利用。 老健（給食会社）・M病院より支援（並食 90 軟菜食 140 カリウム制限食 10 その他 10）主副食共		

（平成20年5月改定）

- * 支援の要望があった施設に、支援施設が「食種・食数」欄に基づき支援する。
- * 「他施設への支援」欄には、公立Y病院が他の施設に支援する場合の支援内容を記載している。

【②福祉施設(入所)部会】

施設別支援体制一覧表 (抜粋)

被災施設	人員派遣施設	定員	みじん	ミキサ-	療養食他	備考	デイ
かるべの郷 あじさい・さざんか	八鹿老健、 おおやの郷 はちぶせの里、 琴弾の丘	110	17食 妙見荘	13食 妙見荘		(副支援施設) おおやの郷	55
特別養護老人ホーム 妙見荘	八鹿老健、 はちぶせの里 琴弾の丘	120	20食 あじさい・さざんか	24食 おおやの郷	腎1食、 糖3食 あじさい・さざんか	(副支援施設) 琴弾の丘	25

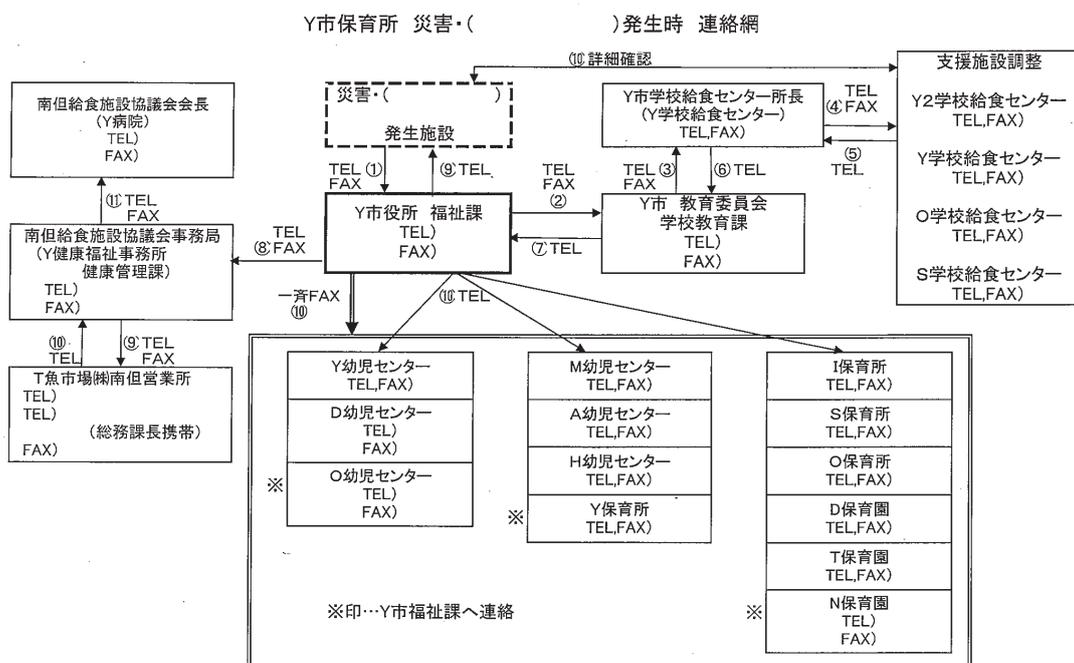
(平成21年3月改定)

<留意事項>

- ・ 1日は備蓄食品にて各施設で対応する。
- ・ 支援は昼・夕食のみとし、朝食は各施設で対応する。(例：パン、牛乳、果物等)
- ・ 普通食については、各施設で外注にて対応する。(事前に依頼出来る業者の調整を図っておく)
- ・ 災害時においては、デイサービス(普通食以外)についても依頼対象となる場合もある。
- ・ 人員派遣施設は、支援食到着30分前には被災施設に到着する。

【③学校・福祉施設(通所)部会】

連絡網



(平成20年12月改定)

第2・3部会(学校・保育所)A市

緊 急 F A X

平成 年 月 日

A市幼児対策室長 様
 A健康福祉事務所事務局 様
 南但給食施設協議会 会長 様
 A市学校給食センター所長 様

施設名 _____

災害・食中毒発生に係る給食支援の要請について

当施設において ・食中毒 ・災害 が発生しましたので、下記の通り支援を要請いたします。

記

発 生 日 時	平成	年	月	日	曜日	時	分頃
給 食 停 止	平成	年	月	日	曜日	時	分
支 援 要 請 期 間 及び搬入希望時間	平成	年	月	日	曜日	時	より まで
搬 入 場 所							
搬 入 口							

1. 支援希望食数

食事支援	種 類	食数 (アレルギー食数)	必要日数	摘要
主 食	0～2歳児	食	日	
	3～4歳児	食	日	
	職 員	食	日	
副 食	0歳児	食 (食)	日	
	1歳児	食 (食)	日	
	2歳児	食 (食)	日	
	3歳児	食 (食)	日	
	4歳児	食 (食)	日	
	5歳児	食 (食)	日	
	職 員	食	日	

2. アレルギー・その他の連絡事項 (アレルギー等について詳細は必要に応じ別紙添付 有・無)

3. 施設の見取り図 (概略) に、搬入場所・搬入口等を記入して添付します。

上記の内容を確認しました。【支援施設が記入】

*支援施設 () *搬送車 (提供できる 出来ない)

(平成20年12月改定)

○ 相互支援実地訓練・相互支援体制整備状況

協議会設立時から、各部会がワーキング会議を設置し、支援体制構築を検討してきた。まず、各会員施設に支援可能事項の調査を行い、この調査を基に、支援体制を検討した。以降、継続して状況調査を行っている。具体的な検討は各部会のワーキングで行い、協議会全体での調整が必要な時は全部会で検討し、相互支援のマニュアルを作成した。作成後は、マニュアルの改定のための検討を行っている。また、実働できる支援体制を構築するため、実地訓練を行い、その結果を反映し、マニュアル改定案を作成している。

毎年、総会時に、実地訓練の報告やワーキング会議で作成したマニュアル案を協議し、改定している。

年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	
全体	・研修会にて各部会施設の昼食の展示、備蓄食の展示・試食	・食中毒時、発生施設で使用できない物を共通認識	・業者との搬送契約の締結 ・総会にて全部会の構築状況発表 ・マニュアル冊子作成	・但馬圏域集団給食施設体制整備のための連絡協議会(研修会)開催		
病院	体制整備	・支援調理場、支援従事者等の検討 ・被災施設に対し、他5施設が支援する体制を検討 ・搬送車両の業者委託を検討				・圏域での支援体制構築の検討開始
	支援訓練		公立八鹿病院 [支・人] 他全5施設 [想]食中毒			大植病院 [支・人] 他全5施設 [想]災害(河川の増水)
福祉施設 (入所)	体制整備	・支援の流れ図を作成し、検討 ・「支援グッズ」の種類・常備を検討				
	支援訓練	かるべの郷 [支]妙見荘 [人]全施設 [想]災害	特養平生園 [支]緑風の郷 [人]全会員施設 [想]地震・調理室一部崩壊	おおやの郷 [支]かるべの郷 [人]全会員施設 [想]食中毒	和田山養護学校 [支]恵生園 [人]全会員施設 [想]災害(地震)	
学校・保育所	体制整備	・ワーキングメンバーより、各町保育所主管課に、町単位支援体制構築の依頼・了解				
	支援訓練 (養父市)		小佐保育所 [支]伊佐保育所(調理場) [人]全会員施設 [想]事故(調理室に車両侵入)	建屋保育所 [支]養父学校給食センター [人]近隣1保育所 [想]災害(土砂崩れ)	大屋幼児センター [支]大屋学校給食センター [人]発生施設 [想]食中毒	関宮第一保育園 [支]関宮学校給食センター [人]発生施設 [想]食中毒
	支援訓練 (朝来市)		駅前保育所 [支]和田山学校給食センター [人]被災施設 [想]災害(水道使用不可)	ひばり保育所 [支]朝来学校給食センター 近隣園(離乳食) [人]被災施設 [想]災害(地震)	やなせ保育園 [支]梁瀬中学校 [人]同上 [想]食中毒	枚田みのり保育園 [支]和田山学校給食センター [人]同上 [想]食中毒

<表の見方> **太文字**:想定被災施設、[支]:調理支援施設、[人]:人的支援、[想]:想定被災

《継続した検討課題》

- ・ 災害の規模にあわせた支援体制
- ・ 感染症発生時の支援のあり方
- ・ 部会を超えた体制づくり
- ・ 地域の防災計画等と連携した体制づくり
- ・ 時事にあった支援体制の見直し

* 表中、但馬圏域や圏域と記載しているのは、圏域内にある2協議会が連携を取って行っている相互支援体制整備のことである。

平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		マニュアルの全面改定・部会毎支援依頼様式作成(クリアブック式)	訓練の状況をCATVで放映		
・圏域マニュアルの作成	・圏域マニュアルの検証・改定	・圏域マニュアルの検討・改定 ・支援体制 ・食札 ・食種読み替え表 ・備蓄食モデル		・南但連絡網・支援体制の改定	・圏域マニュアルの改定
	(圏域訓練) 公立八鹿病院 [支]食種毎支援 [人]全会員施設 [想]食中毒	(圏域訓練) (公立豊岡病院) [支]食種毎支援 [人]全会員施設 [想]食中毒		公立朝来和田山医療センター [支・人] 他全5施設 [想]食中毒	
・食種による施設分担を検討		・人員派遣施設数の検討	・支援依頼様式改定：食種表記方法 ・支援者名札 ・搬送ルート・時間	・委託給食の増加に伴う支援体制検討 ・常食の外注 ・搬送ルート・時間	・支援体制の検証
特養緑風の郷 [支]かるべの郷・平生園・和田山養護・若草寮 [人]おおぎの郷 [想]災害(裏山土砂崩れ)			真生園 [支]緑風の郷、和田山養護・平生園 [人]恵生園、若草寮、あさがおホール [想]災害(裏山土砂崩れ)		かるべの郷 [支]妙見荘 [人]八鹿老健・おおぎの郷・はちぶせの郷・琴弾の丘 [想]火災
(養父市)通報連絡網の改定：市町合併に伴う	(朝来市)連絡網の改定：市町合併・学校給食センターの組織改編に伴う		・支援依頼様式の改定：アレルギー食記述方法 ・連絡網改定	・連絡網の改定：学校給食センターの組織改編等に伴う	・学校給食センター休止時の支援 ・アレルギー食の支援方法
太陽保育園 [支]八鹿学校給食センター [人]発生施設 [想]食中毒	養父保育所 [支]養父学校給食センター [人]被災施設 [想]ボヤ火災	大屋幼児センター [支]大屋学校給食センター [人]被災施設 [想]災害(河川増水・堤防決壊)	出合幼児センター [支]関宮学校給食センター [人]被災施設 [想]ボヤ火災	日光保育園 [支]八鹿学校給食センター [人]ワケンメンバー [想]事故(車両進入)	三谷幼児センター [支]養父学校給食センター [人]被災施設 [想]災害(土砂崩れ)
生野保育所 [支]生野学校給食センター [人]同上 [想]食中毒	あわが保育園 [支]栗鹿小学校 [人]学校給食栄養士・調理師・被災施設職員 [想]災害(大雪による裏山崩れ)	竹田保育所 [支]朝来学校給食センター [人]近隣4保育所、学校給食栄養士 [想]食中毒	ひまわり保育園 [支]和田山学校給食センター [人]近隣4保育所、学校給食栄養士、被災施設職員 [想]災害(裏山土砂崩れ)	すみれ保育所 [支]和田山学校給食センター [人]近隣4保育所、学校給食栄養士 [想]食中毒	東河保育所 [支]寺内保育所 [人]近隣4保育園、学校給食栄養士 [想]施設天井崩落

3 関係機関との支援協定

(1) 協定の必要性

災害時における栄養・食生活の問題は、発災直後から生じてくる。よって、効果的な支援活動を行うためには、早急な体制の構築が必要であるが、被災市町村や保健所の管理栄養士だけではマンパワーが圧倒的に不足することは容易に予測される。

そのため、実際に被災現場で活動を行う際は、栄養士会、食生活改善推進委員協議会や調理師会等の食や栄養に関する専門団体との連携・協働は不可欠である。

発生直後から意識共有を行い、スムーズに活動を開始するためには、平常時からの関係が重要であり、協定等を締結することにより、連携・協力の意識はお互いに高まると思われる。

(2) 新潟県の場合

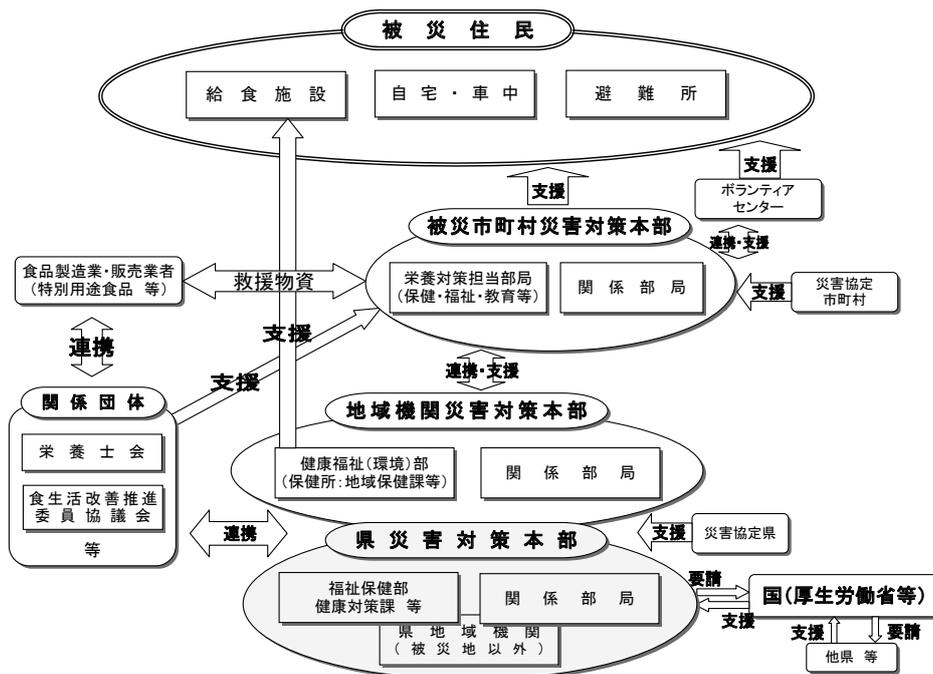
新潟県においては、地域防災計画に定められている「栄養指導対策」を機動的にかつ効果的に実施するため、平成9年2月に社団法人新潟県栄養士会長と新潟県知事は「災害時の救助活動に関する協定」を締結している。

これは、当時、地域防災計画を見直す際、支援活動に際して連携・協働する関係機関とは平常時から応援協定を結ぶという方針が防災部局から示されたことが、締結に繋がったようである。

実際に、中越大震災（H16）と中越沖地震（H19）の際は、協定に基づき、栄養士会と連携・協力し、多くの栄養・食生活支援を行っている。

なお、その際、被災地への会員派遣に係る旅費は協定に基づき県が負担している（* 新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン実践編(H19 策定)より）。

— 新潟県が例示している支援活動における連携体制図 —



*新潟県災害時栄養・食生活支援活動ガイドライン(H16 策定)

(3) 様式例

災害時の救護活動に関する協定書

新潟県（以下「甲」という。）と社団法人新潟県栄養士会（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、新潟県地域防災計画に基づき、甲が行う災害時における栄養指導対策に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における栄養指導を実施する必要が生じた場合、栄養指導班を編成し派遣するものとし、その際、乙に対し、栄養指導班の編成に対する協力要請するものとする。

（栄養指導班の活動場所）

第3条 栄養指導班は、避難所、仮設住宅及び被災家屋を巡回して栄養指導活動を実施するものとする。

（栄養指導班の業務）

第4条 栄養指導班の業務は次のとおりとする。

- (1) 炊き出しの栄養管理指導
- (2) 巡回栄養相談の実施
- (3) 食生活相談者への栄養指導の実施

（指揮命令）

第5条 栄養指導班に係る指揮命令及び栄養指導活動の連絡調整は甲が指定する者が行うものとする。

（栄養指導班の輸送）

第6条 栄養指導班の輸送は、原則として甲が行う。

（栄養指導班の報告）

第7条 栄養指導班の班長は、栄養指導を行った場合においては、必要な記録を行うとともに、甲及び乙に報告するものとする。

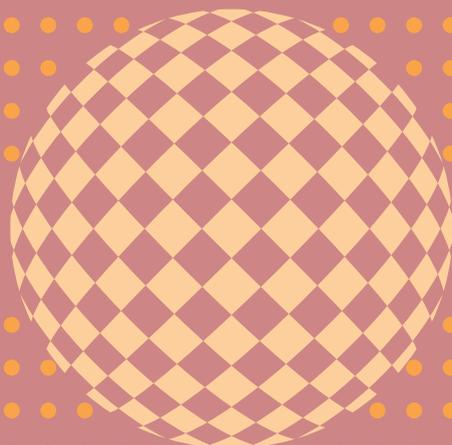
（協議）

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。
この協定の確実を期するため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成9年2月14日

甲 新潟市新光町4番地1
新潟県
代表者 新潟県知事

乙 新潟市大川前通4の町エスカイア大川前
社団法人新潟県栄養士会
会長



健康危機管理時の栄養・食生活支援メイキングガイドライン